

子どものための教育・保育給付利用者負担額の算定誤りについて

保育所保育料等の利用者負担額の決定にあたり、負担額及び階層区分について、一部の対象者に算定誤りがあることが判明いたしましたのでお知らせいたします。

本件について、関係する方々及び市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 事案判明の経過

平成30年8月28日(火)に平成30年9月から平成31年3月分の「子どものための教育・保育給付利用者負担額決定通知書」を送付したところ、同月30日(木)に市民の方から、「決定された利用者負担額に誤りがあるのではないか」と問い合わせがありました。

事実確認を行ったところ、利用者負担額の決定のために必要な市民税の情報のうち、修正申告をされた方などの一部の税情報が、利用者負担額決定において使用する保育システムに適切に反映されていないことが判明いたしました。

現在、システムのプログラム修正作業を進めており、作業完了後に対象件数や影響金額等を確定してまいります。

2 影響について

- ・対象件数 16,567件のうち約150件(確認作業中)
- ・影響金額 システム修正完了後でないと確認ができないため、現時点では不明。
- ・納付状況 幼稚園や認定こども園などの自園で徴収している園については、すでに納付済みの可能性はあるが、現時点では未確認。

3 事案発生の原因

保育システムにおいて、利用者負担額決定に係る改修を行った際に、システム改修受託業者へ適切に指示ができなかったことに加え、システム改修時に実施する検証作業においても、今回対象となった事案についての検証が漏れたことにより発生したものです。

4 今後の対応

誤った通知書を送付した方、及び利用者負担額を自園で徴収する認定こども園等に対しまして、お詫びするとともに、正しい通知書を送付いたします。

対象件数や影響金額等については、現在調査中のため詳細が分かり次第ホームページで公表します。

5 再発防止策

システム改修作業においては、担当課、システム改修受託業者との間で十分に調査を行うとともに、検証件数を増やすなど、再発防止に努めてまいります。

問合せ先
保育課
直通番号：042(769)8341
対応責任者 課長 若林